



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ 物流問題解決に向けたオンライン説明会
- ◎ 自動車点検整備推進運動
- ◎ ダンプ部会(仮称)設置に係る意見交換会開催のお知らせ

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2025

8

1. 行政だより	
○ トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会	1
○ 自動車点検整備推進運動の実施について	2
○ 「賃金構造基本統計調査」を実施します	6
○ 長崎県外国人材受入総合相談窓口	8
○ 外国人材スキルアップ支援補助金	10
○ 運転経歴に係る証明書交付手数料改定のお知らせ	12
2. 全ト協だより	
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	13
○ 標準的運賃 地図からの運賃計算システムの公開について	14
○ 軽油価格の調査結果（5月分）	16
3. 事故対だより	
○ 令和7年度運輸安全マネジメントセミナー（国土交通省認定セミナー）の開催について	17
4. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	19
5. 協会だより	
○ 健康管理セミナーの開催状況について	21
○ 片山さつき参議院議員が馬場会長等と意見交換	22
○ 職員人事異動のお知らせ	22
○ 長崎県トラック協会ダンプ部会（仮称）設置に係る意見交換会開催のお知らせ	23
○ 運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について	25
○ 令和7年度助成事業について	26
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	28
○ 引越基本講習の開催について	32
○ 引越管理者講習の開催について	34
6. ドライバー体験記 ～私と交通安全～	36
7. 陸災防だより	
○ 陸運業における熱中症対策セミナーの開催状況について	37
○ 技能講習のお知らせ	39
○ 陸運と安全衛生	40
8. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	46
9. 諫早T・Sのご案内	48

表紙写真：島原温泉ガマダス花火大会 島原外港南側防波堤

島原温泉ガマダス花火大会は、噴火災害からの早期復興を祈願して、観光活性化事業の一環として行われる花火大会です。今大会でも打ち上げ花火を中心に彩色千輪や空中ナイアガラ、ワイドスターメイン、音楽花火などを組み込んだ演出を予定しております。クライマックスは超ド級の1.5尺玉！また、島原港前の国道251号沿い約800mが歩行者天国となり、約80軒の露店が並びます。

【開催日】 令和7年8月28日（木曜日）20時00分～ ※雨天順延 8月29日（金曜日）



国土交通省

運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第25回】開催

開催日時：令和7年8月25日(月) 10:00,15:00（同日2回開催）

事前アンケートを実施しています👉

【主な質問】（荷主に対して）トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
（トラック事業者に対して）今収受している運賃は標準的運賃の何割？

※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

(今月のNEWS) 改正トラック法・体制整備法公布！（令和7年6月11日）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律		概要
○ ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足 ○ 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。		
貨物自動車運送事業法の一部改正	貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律	
1. 許可の更新制度の導入 トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保 (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制 (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施 (※) 標準的運賃については廃止 3. 委託次數の制限 トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り 許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施	担保	1. 基本方針の策定 (1) 体制の整備 ①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備 (2) 財源の確保等 上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討 2. 法制上の措置等 政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる 3. 物流政策推進会議 政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置 推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。👉

(例) “いつも荷待ちをさせられる”、“こんな作業までさせられている”、“運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
バーコード

自動車点検整備推進運動の実施について

標記の件について、国土交通省より、全ト協を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、別紙「エア・クリーナ自主点検結果」を、11月7日(金)までに（FAX：095－839－8508）ご報告をお願いします。

国 自 整 第 10 号

令和7年4月14日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

（公印省略）

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえご協力いただくとともに、傘下会員団体及び事業者に対し、本運動の実施について適切なご指導をよろしくお願いいたします。

令和7年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実 施 要 領

令和7年4月22日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和7年9月1日(月)から9月30日(火)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1)「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

【重点点検項目】

点検時期 点検箇所		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

走行装置	ホイール	1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	同左 同左 同左
			1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～ただしい交換作業手順を再チェック！～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2)「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和7年9月1日（月）～9月30日（火））における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて11月14日（金）までに提出してください。ただし、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出するようお願いします。

以 上

11月7日必着

(公社)長崎県トラック協会 業務課
業務課あて FAX:095-839-8508

事業者名

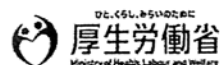
担当者名

令和7年度「自動車点検整備推進運動」

運送事業者による自主点検結果(9月及び、地方独自強化月間実施分)

	9月	地方独自強化月間 10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台

「賃金構造基本統計調査」を実施します



厚生労働省では、「令和7年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付き Excel 形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

賃金構造 事業主

検 索



「賃金構造基本統計調査」の ご回答をお願いします

7月1日より「令和7年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に実施します

Q.結果は、どのように役立っていますか

A. 民間企業での賃金決定・労務管理などの資料として利用されています。また、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定や、各種政策決定の際にも幅広く利用されています。

Q.どのような調査ですか

A. 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための調査です。国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計調査」に指定されています。

Q.対象は、どのように選ばれますか

A. 常用労働者を5人以上雇用する民営事業所及び10人以上を雇用する公営事業所の中から、統計理論に基づき調査の対象となる事業所を無作為で抽出し、調査への回答をお願いしています。

Q.調査は、どのように行われますか

A. 調査対象となる事業所には、調査票などの調査用品を郵送でお手元にお届けします。厚生労働省のHPには、調査に関するQ&Aや調査票作成に利用できる電子ファイルや計算支援ツールをご用意しております。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。賃金構造基本統計調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索



厚生労働省・都道府県労働局

の長崎県 外国人材受入総合相談窓口

このような課題・お悩みはありませんか？

外国人を採用
する方法が
わからない

外国人が
入居可能な住居が
見つからない

どんなサポートや
配慮が必要か
わからない

具体的な手続きや
環境整備の方法が
わからない

採用するための
法令や制度に
ついて知りたい



ぜひ相談窓口にお問い合わせください！

長崎県では外国人材の受入に関して上記のような課題やお悩みをお持ちの企業様等を対象に、「長崎県外国人材受入総合相談窓口」を開設しました。専任の相談員が外国人材の受入に関して、あらゆるご相談に対応します。相談内容によっては専門のアドバイザーを派遣し、外国人材の受入をしっかりとサポート！このほか、外国人が入居可能な住宅情報等もご提供します。どんな小さなことでも大丈夫です。ぜひお気軽にご相談ください！

相談方法

TEL 080-4177-1677

E-mail nagasaki.foreign-hr@ahc-net.co.jp

窓口HP <https://ahc-net.co.jp/lp/nagasaki-foreign-hr/>

受付時間

平日 9:00～17:00

※土日祝／年末年始

(12/29～1/3)は休みとなります。

相談場所

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル12階
(株)アソウ・ヒューマニーセンター長崎支店



■問い合わせ先

長崎県「令和7年度外国人材確保総合支援業務」
受託事業者：株式会社アソウ・ヒューマニーセンター長崎支店
〒850-0033 長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル 12階

☎095-826-9800 受付時間：平日9:00～18:00

E-mail: nagasaki.foreign-hr@ahc-net.co.jp
<https://ahc-net.co.jp/lp/nagasaki-foreign-hr/>

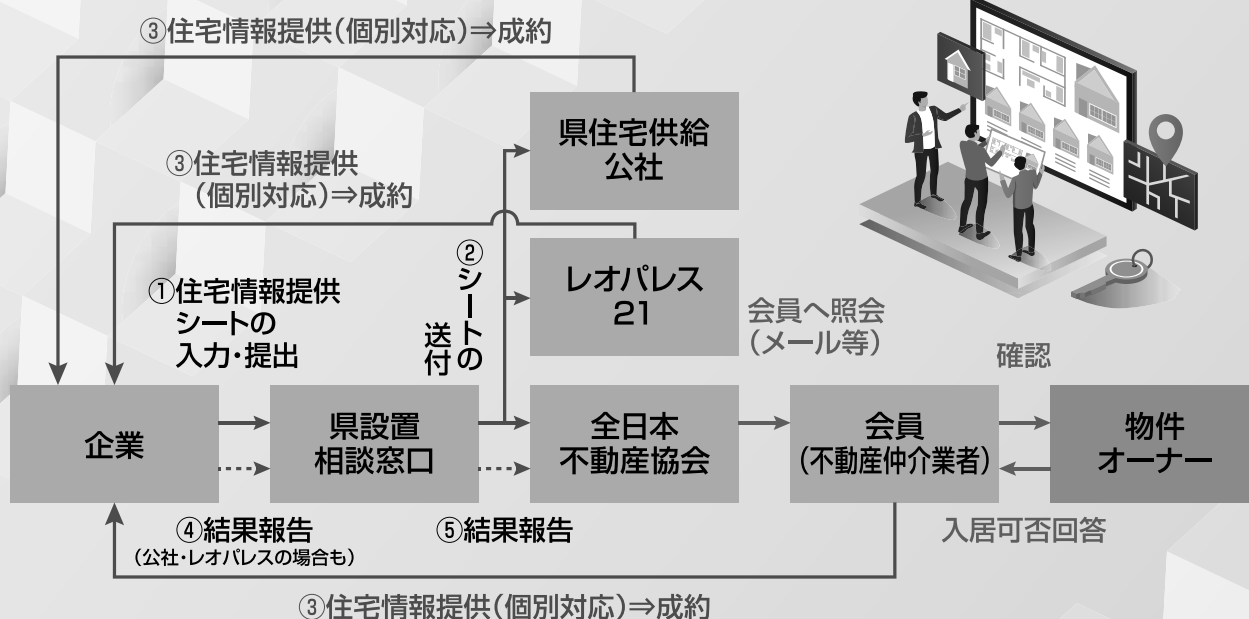
事業ホームページ



このような支援やイベントを実施します

外国人材向け住宅情報の提供

全日本不動産協会、レオパレス21及び県住宅供給公社と連携し、外国人が入居可能な住宅情報を提供します。



留学生とのマッチング支援

留学生が在籍している長崎県内の大学、短期大学、専門学校、日本語学校に、留学生の採用を希望している企業の求人情報をお届けします。

企業向けセミナー及びマッチングイベントの開催

外国人材の受入に関するセミナーや、企業と監理団体等とのマッチングイベントを開催します。

企業見学会の開催

企業向けに、外国人材の受入実績のある企業の見学会を開催します。

外国人材を雇用する事業者の方へ

◀ もっと 活躍・定着 ▶

外国人材 スキルアップ支援 補助金

応募期間

令和7年4月24(木)～令和7年11月28日(金)

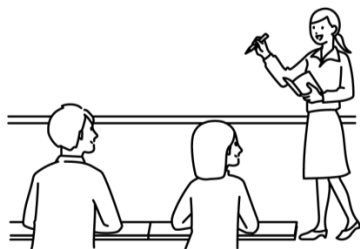
補助対象者

- ① 外国人材(技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務のいずれかの在留資格)を雇用している県内事業者
- ② ①の事業者と提携している県内に所在する監理団体
- ③ ①の事業者と提携している県内に所在する登録支援機関

補助対象経費

補助対象者が実施する

- ・日本語教育にかかる経費
- ・技能検定対策にかかる経費



補助上限額

10 万円

補助率

2/3

申請方法・お問い合わせはこちら



産業労働部 未来人材課

外国人材対策担当 大賀、平野
095-895-2733

Q.どんなことに使えるの？

A.外国人材の在留資格延長、定着に向けた各種検定試験への対策や日本語教育に対する取組が補助の対象です。

例えば…

① オンラインでの日本語研修受講

- ・受講料
- ・テキスト代



② 近隣施設を利用して、外部講師による日本語研修開催

- ・外部講師への謝金
- ・外部講師の旅費交通費
- ・施設使用料
- ・テキスト代



③ 専門事業者が実施する、技能検定合格に向けた対策講習会に参加

- ・参加費(講習材料費込み)
- ・研修施設までの外国人材の旅費



※上記は取組の一例です。上記取組例以外にも補助対象となる場合がありますので、お気軽にお問合せください。

公益社団法人

長崎県トラック協会 様

理事 長 種 谷 良 二

長崎県事務所長 多 田 浩 之

謹 啓

時下、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

自動車安全運転センターの運営に格別のご高配を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、当センターにおきましては、近年の物件費、人件費の上昇等の諸般の事情により、下記のとおり手数料の改定を余儀なくされるに至りました。

当センターの業務につきましては、平素から各般のご配慮を頂いているところでありますが、今回の改定已むなきに至った事情につきご理解いただき、今後とも会内における交通安全対策の柱として、運転経歴に係る証明書をご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、お手数をおかけして申し訳ございませんが、関係の方々にご伝達いただければ幸甚です。

最後になりましたが、貴会の益々のご繁栄を心より祈念いたします。

敬具

記

1 改定日

令和7年10月1日

2 改定後の手数料額

800円（現行670円）

全ト協だより

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和7年7月10日から長期プライムレートの引下げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1 年以上～ 3 年以内	2.25%	2.20%
3 年超～ 7 年以内		
7 年超～ 10 年以内		

2. 実施日

令和7年7月10日



メー ル の み

事 務 連 絡

令和7年6月25日

都道府県トラック協会

専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

専務理事 松 崎 宏 則

標準的運賃 地図からの運賃計算システムの公開について

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、全ト協ホームページ上で簡便に標準的運賃が計算できるシステムを公開しました。パソコンだけでなくスマートフォン、タブレットでも利用できますので、さまざまな場面でご活用いただけます。

また、本システムは簡易版と詳細版があり、簡易版は地図上で出発地、到着地を設定すると距離制運賃（基準運賃）が示されるシンプルなもので、詳細版は、地図上の指定だけでなく、住所入力による出発地、到着地の設定もでき、基準運賃のほか料金、燃料サーチャージ、割増料金の算出も可能となっています。

本システムの掲載場所は、https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/system.html（全ト協公式ホームページトップ＞改正貨物自動車運送事業法・標準的運賃・標準運送約款＞標準的運賃＞地図からの計算システム）になります。（別紙参照）

つきましては、本システムのご活用に関して、貴協会傘下会員事業者への周知を何卒よろしくお願い申し上げます。

◇本件お問い合わせ先

全日本トラック協会 企画部

TEL：03-3354-1037

軽油価格の調査結果（5月分）

5月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		128.52	117.95	131.96
全国(沖縄除)		128.78	117.17	128.75

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		127.49	117.95	132.54
出光昭和シェル		133.41	117.91	130.33
キ グ ナ ス				
コ ス モ		126.50	115.27	141.10
そ の 他		123.81	118.57	130.87

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		129.03	118.42	134.74
30～50キロ リットル未満			118.65	120.15
50～100キロ リットル未満		116.79	116.24	116.80
100キロ リットル以上			116.13	118.03

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満		128.43	121.69	125.63
30～60日未満		127.78	117.79	133.33
60 日 以 上		131.27	115.87	116.80

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月 別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025 年 1 月		131.94	121.18	132.32
2025 年 2 月		132.57	122.01	133.01
2025 年 3 月		134.96	124.51	135.17
2025 年 4 月		134.20	125.24	136.45
2025 年 5 月		128.52	117.95	131.96

※消費税抜きの価格

事故対だより

自対機長崎指第4号の2

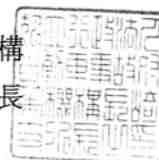
令和7年7月18日

公益社団法人

長崎県トラック協会会長 殿

独立行政法人自動車事故対策機構

長崎支所長



令和7年度 運輸安全マネジメントセミナー(国土交通省認定セミナー)の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当機構の業務につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーとして国土交通省の認定を受けた下記セミナーを別紙の案内のとおり開催することとなりました。

つきましては、公務ご多用中甚だ恐縮に存じますが、自動車運送事業者の皆様方へ周知方、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 開催日時

11月13日(木) 13時00分～16時30分

「(国土交通省認定) ガイドラインセミナー (中小規模)」 定員：12名

11月20日(木) 13時00分～16時30分

「(国土交通省認定) リスク管理 (基礎) セミナー」 定員：12名

11月27日(木) 13時00分～16時30分

「(国土交通省認定) 内部監査 (半日コース) セミナー」 定員：12名

2. 会場

独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ) 長崎支所

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル 11階

TEL : 095-821-8853

3. 予約方法

当機構ホームページにて令和7年7月18日から受付開始

国土交通省認定

「運輸安全マネジメントセミナー」のご案内

事業者 各位

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ) 長崎支所

日頃より当機構に対し、ご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。さて、「運輸安全マネジメント」の御社の取り組み状況はいかがでしょう？当機構では次のとおり国土交通省認定運輸安全マネジメントセミナーを計画しました。多数の皆様方にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

1. ガイドラインセミナー（中小規模）

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン全14項目について、安全管理体制の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に解説します。

日 時：令和7年11月13日（木） 13:00～16:30

2. リスク管理（基礎）セミナー

事故防止・再発防止対策に関し、「リスク管理とは？」等についての講義、及び、参加型の講義（「なぜなぜ分析」等）により事故等の原因分析のワークショップを実施いたします。

日 時：令和7年11月20日（木） 13:00～16:30

3. 内部監査（半日）セミナー

運輸安全マネジメントのPDCAサイクルを回していくために、「内部監査とは？」等についての講義、及び、参加型の講義（監査結果の確認と不具合箇所の指摘等）をワークショップ形式で実施いたします。

日 時：令和7年11月27日（木） 13:00～16:30

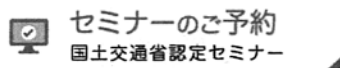
場 所：自動車事故対策機構 長崎支所（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階）

受講料：1人 5,200円(税込) ※当日、受付の際に現金でお支払いください

【ご一読ください】

- ① ご予約はナスバHPから「自動車事故を防ぐ」➡「セミナーのご予約」の順番にクリック。
(予約開始日:令和7年7月17日)*定員に到達次第予約受付終了。

こちらをクリックしてください



- ② お申込み者が少ない場合は、延期又は中止する場合がありますのでご了承ください。

- ③ 認定セミナーの制度概要については、当機構のホームページ(<http://www.nasva.go.jp/>)
→防ぐ
→『ナスバ安全マネジメントサービスのご案内』欄中『ナスバ安全マネジメントサービスの種類』
→『ナスバ安全マネジメント シンポジウム・セミナー、講習会・国土交通省認定セミナー等』
をご覧ください。

お問合せ先

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ) 長崎支所
〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階
TEL 095-821-8853 FAX 095-821-8854

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和7年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。
インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法)自動車事故対策機構(ナスバ)長崎支所 TEL:095-821-8853

インターネット予約 <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL:093-293-2359 FAX:093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL:0959-27-0136 FAX:0959-27-1778

インターネット予約 http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※申込用紙は、各実施機関のホームページよりダウンロードしてください。

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

【受講手数料】

基礎講習:8,900円

一般講習:3,200円(協会会員は、全額助成金が適用されます。)

※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング(eナスバ)」は、助成金の対象外となります。

講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】※今年度より、修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります。

運行管理者講習手帳(講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守)※おんがDSのみ
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書(※自動車事故対策機構、おんが自動車学校)

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
おんが自動車学校	9:00~9:30	基礎講習	1日目	10:00~17:00 ※9:30~オリエンテーション
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:30
		一般講習	9:30~16:00	
新西海自動車学校	9:30~10:00	基礎講習	1日目	10:00~17:00
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:00
		一般講習	10:00~16:00	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月28日(水)~5月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月11日(水)~6月13日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第3回	6月17日(火)~6月19日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月1日(火)~7月3日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月11日(火)~11月13日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月2日(火)~12月4日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	【予定】12月10日(水)~12月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回 数	実施日	実施場所	定 員	主 催
第1回	5月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第3回	6月26日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第4回	6月27日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第5回	7月3日(木)	佐世保市「アルカスSASEBO 3階 会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第6回	7月10日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	7月11日(金)	長崎市「長崎市民会館 大会議室」	50名	自動車事故対策機構 長崎支所
第8回	7月24日(木)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第9回	8月1日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第10回	8月23日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校
第11回	8月28日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第12回	9月3日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第13回	9月11日(木)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校
第14回	9月29日(月)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第15回	10月9日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第16回	10月22日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第17回	10月26日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校
第18回	11月6日(木)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第19回	11月22日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第20回	12月5日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第21回	12月11日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校
第22回	1月15日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第23回	1月21日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第24回	1月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第25回	3月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式



健康管理セミナーの開催状況について

令和7年6月26日(木)長崎県トラック協会研修会館にて、標記のセミナーを開催し、会員事業者49名が参加しました。

本セミナーでは、第1部「健康経営について」の中で動画による説明があり、その後の第2部、第3部「健康起因事故防止マニュアル解説①②」では講師のNPO法人ヘルスケアネットワーク 保健師 黒田悦子 様より、健康起因事故と関係法令、睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策などについて詳細な説明があり、大変有意義なセミナーとなりました。



講師 黒田 悦子 様



片山さつき参議院議員が馬場会長等と意見交換

去る7月2日(水)、片山さつき参議院議員（トラック輸送振興議員連盟副会長）が、長崎県トラック協会を訪問し、馬場会長、塚本副会長、山田常務、豊永参与が対応いたしました。

片山議員は、運輸業界の現状や課題などについて馬場会長等と熱心に意見交換を行い、業界発展に尽力したいと力強く述べられました。



左から（2人目）馬場会長、（3人目）片山議員、（5人目）塚本副会長

職員人事異動のお知らせ

令和7年6月1日付

原野謙一郎 新 事務局長 兼 総務部長 兼 適正化事業部長

令和7年7月1日付

豊永 孝文 採用 参与（役員待遇）

佐藤佳代子 新 総務部業務課長 兼 総務部交付金事業係長

長崎県トラック協会ダンプ部会（仮称）設置に係る意見交換会開催のお知らせ

平素より当協会の事業運営に格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、輸送種別に応じた諸問題について検討を行い、協調体制を確立し、関係機関への要請等によって事業の健全な発達に寄与することを目的に、食料品部会、引越専門部会などが設立され活発な活動を行っていますが、先般、県内の１７社より別紙のとおりダンプ部会の設立要望書が提出されたところです。

つきましては、県内のダンプトラック関係会員により意見交換を行うことを目的に、下記のとおり部会設置に係る意見交換会を開催いたしますので、関係会員におかれましてはご参加いただきますようお願い申し上げます。

記

- １．日時 令和７年９月２５日（木）１４時より１５時まで（予定）
- ２．場所 長崎県トラック協会研修会館
長崎市松原町２６５１－３
- ３．内容 ・経緯説明 ・意見交換
- ４．出席申込 下部「出席申込票」又はＱＲコードにより、９月１８日までにお申込み下さい。
- ５．お問合せ先 公益社団法人長崎県トラック協会 総務部業務課 TEL：０９５－８３８－２２８１

出席申込票（FAX：０９５－８３９－８５０８）
<申込期限：９月１８日>

ダンプ部会（仮称）設置に係る意見交換会に出席します。

事業者名：

出席者名：

E-mail：



WEBでのお申込みの場合は右上ＱＲコードより送信ください。

ダンプ部会 設立要望書

長崎県トラック協会 馬場邦彦会長

下記のようにダンプ部会の設立を要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

・ダンプ部会設立の趣旨

運送業界において、ダンプトラック事業者は中小零細企業が9割以上を占め、建設業界の下請けとして、多重下請け構造の下位に位置する非常に弱い立場にあります。

その状況に長年甘んじてきたため、長崎県の社会インフラを支える一端を担っているにもかかわらず、各社の社会的地位向上への意識は低く、2024年問題をはじめとした運転者不足などの問題に打開策を見いだせずにより、今後のダンプトラックの輸送秩序の低下が懸念されます。

ダンプ事業者の輸送秩序の低下は、災害発生時の復旧にも支障をきたします。

つきましては、ダンプ輸送秩序の確立や健全な財政基盤を築くための適正運賃の収受、並びに経済的社会的地位の向上と社会インフラを支え、継続的に社会貢献できるように、長崎県のダンプトラック事業者でのネットワークの形成を考えています。

また、九州でダンプ部会がないのは長崎県だけなので、九州各県の部会とも交流を持ち、災害時の復旧協力のためのネットワーク形成や情報交換も考えております。

・主な活動

- ・適正運賃の収受に関する勉強会・法令関係の勉強会・荷主への啓もう活動・行政機関との連絡調整
- ・会員相互の親睦・配車協力に関する活動・その他

・事業計画

- ・通常例会 ・総会 ・セミナー ・他県部会との交流

2025年2月4日

提案者（順不同）

(株)横島 中尾雄介、(株)南原 南原寛人、濱田建設工業(株) 濱田賢吾、(株)マルケイリース 黒木義也
(有)松浦運輸 松浦宏宣、(株)古賀商店運輸 古賀清隆、(有)ヤマダ 山田日出夫、(株)池田開発 田原宏則
(有)吉川運輸 三澄滋、九州運輸機工(株) 菅藤友、城山石材(有) 宮崎真二、加藤産業(株) 山口泰典
(株)張本創研 張本広文、(株)鈴木建設 鈴木義行、(有)桑原商店 桑原庸年、(協)諫早輸送センター 北川享
(有)吉次碎石 高島美由希

運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について

7月14日(月)長崎県警と自動車安全運転センター長崎県事務所より、令和7年第一期優秀安全運転事業所に対する表彰式が行われました。この表彰式は、継続して安全運転管理に取り組み、無事故・無違反運転など優秀な成果を上げている事業所を表彰するもので、令和7年第一期は次の事業所が表彰されました。

【プラチナ賞】

九州名鉄運輸(株)長崎支店、NX キャッシュ・ロジスティクス(株)長崎センター

【金賞】

佐川急便(株)長崎営業所、九州アサノ生コンクリート工業(株)、九州名鉄運輸(株)佐世保支店、佐川急便(株)平戸営業所、(株)マルケイリース、(株)大西海

【銀賞】

(株)西菱環境開発、佐川急便(株)島原営業所、高千穂倉庫運輸(株)長崎営業所、北尾運送(株)、(株)鈴木建設、九州名鉄運輸(株)雲仙営業所、フジトランスポート(株)長崎支店

【銅賞】

飯盛運輸(株)長崎・諫早営業所、吉田海運ロジソリューションズ(株)西諫早物流センター、(有)野澤運送、佐川急便(株)佐世保営業所、佐川急便(株)五島営業所、(株)ゴーイング、(株)井石、(株)崎戸運送西海営業所、(有)とみなが急配本社営業所、九州福山通運(株)長崎支店、(株)城谷運輸、南高貨物自動車(株)、(株)ムラシマ



プラチナ賞



金賞

令和7年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申 請 期 間：7／1（火）～12／19（金）** ※免許等取得促進助成事業は**1／30（金）**まで
実績報告期限：2／20（金） ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3／19（木）**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

2. 助成事業一覧

助成事業		概 要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2（上限5千円／台） 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2（上限1万円／台）
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円／台) ②機器価格(税抜)の1/2（上限10万円） ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む) (上限10万円)
	その他条件等	* ②は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 * ②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 * ④は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 * ⑤は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑥は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	全ての機器が対象 * 協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2（上限2万円／台）
	その他条件等	* Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1（上限5万円／台）
S A S スクリーニング 検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額（上限2,500円／人）
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育（研修）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費（宿泊費等含）の全額又は一部及び交通費（離島地区外5千円、離島地区1万円） ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修（1泊2日）：55,440円（受講料の全額）＋交通費 ②一般・初任ドライバー研修（2泊3日）：53,900円（受講料77,000円の7割）＋交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修（2泊3日）：53,900円（受講料77,000円の7割）＋交通費 ⇒全ト協特別研修 * 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 * ②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成（77,000円）
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
初任運転者 特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育（初任）の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
高齢運転者 安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 * 適齢診断を受診することが出来ます。 * 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで

助成事業		概 要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.2.20 ※令和 7 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1、2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	助成上限	当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
	助成金額	運転者 1 名につき 670 円
適性診断 （特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 ＊助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 （一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 2 0 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 ＊令和 6.4.1～令和 7.2.21 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
	助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円 （全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 ＊上限 6 万円 （全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 ＊上限 6 万円 （全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円＊費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 2 0 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.1.30 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限:大型 15 万円、中型・けん引 10 万円) フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円＊費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

◆適性診断（初任・適齢） *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 *開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） *開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

	診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催（新西海）	A 適性診断（初任・適齢）	15・16	21	9・10	15	26・27	17	6・7	18	16・17	14
	B 初任運転者特別指導講習会	17～18	22～23	11～12	16～17	28～29	18～19	8～9	19～20	18～19	15～16
	C 高齢運転者安全運転研修						10				
福岡開催（おんが）	D 一般・初任貨物運転者研修		24～25	7～8 14～15	5～6		6～7	11～12	8～9		17～18
	E 添乗（同乗）指導者研修						27～28				
	全 一般・初任運転者研修	12～14		21～23					15～17		
	ト 添乗・指導管理者研修		17～19		19～21						
	協 一般・事故再発防止研修							18～20			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：岩崎・川浪）：TEL 095-838-2281／FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136／FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359／FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日(年齢)	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
1	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地:長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。



申 込 先

新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望 研修当日、適齢診断の受診を希望するか☐ ※受診時間は約2時間	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名			
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施日】 令和7年9月10日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】 ●受付時間 9:00～ 9:30
●研修時間 9:30～15:00
●実施場所 新西海自動車学校
●その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

No.	研 修 内 容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2 日（13 時間）	
2	初任運転者研修 2 日（15 時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修 2 日（13 時間） ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記 1 の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受 講 者 氏 名	性 別	年 齢	生年月日	採 用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領：要・不要
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領：要・不要

※交通費助成申請

☐ 離島地区外：5 千円

☐ 離島地区（五島、上五島、奄岐、対馬）：1 万円

【 注 意 】

※ 研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで

※ 受講料（55,440 円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の 10 日前までに、下記の研修施設へ FAX で提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200 円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

〔様式 1〕

NO. _____

(A) 引越基本講習 〔申込書 兼 受講票〕

長崎県	トラック協会
-----	--------

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード

0 4 2

協会員 ・ 非協会員

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード
(個人コード)

										0
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

① 氏 名	せい	めい
	姓	名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日	年	月	日
--------	---	---	---

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別	男 性	・	女 性
-------	-----	---	-----

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名	会社名
	営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所	〒 - 都道府県
---------	----------

⑥ 電話番号・FAX	- -
------------	-----

- -

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。

受講日	R 7 年 9 月 8 日
受講地	長崎県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具

※当日確認テストを行います。

自己採点用の赤ペンもご用意下さい。

〔様式2〕

NO. _____

(B) 引越管理者講習〔申込書 兼 受講票〕

長崎県	トラック協会
-----	--------

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード	0	4	2
-------	---	---	---

協会員	・	非協会員
-----	---	------

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード (個人コード)										0
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

① 氏 名	せい	めい
	姓	名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

② 生年月日	年	月	日
--------	---	---	---

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

③ 性 別	男 性	・	女 性
-------	-----	---	-----

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名	会社名	営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所	〒	—	都道府県
---------	---	---	------

⑥ 電話番号・FAX	—	—	—	—
------------	---	---	---	---

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。

受講日	R	7 年	9 月	9 日
受講地	長崎県			

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具

☐ 名刺

※グループ討議の際、名刺交換致しますので複数枚ご持参下さい。

☐ 引越講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用したテキストをご持参下さい。

毎日のように、誰かが亡くなったり、大けがをしたりといった気が滅入るような事故をニュースで目にします。私自身も数年前、大きな事故に遭ったことがあります。私は当時からバイクが好きで、自宅から当時の職場までは2、3キロと短い距離だったのですが、職場にも大型のバイクで通勤していました。事故に遭った時は、夜勤明けの帰宅途中で、その日は、職場のみんなとビアガーデンに行く予定で、一度家に帰って着替えてから出るために、少し早めに職場を出ることにしました。

職場の隣には国道が通っていて、少し先には信号交差点があります。その信号は当時、遠くからでも赤になっていることがわかったので、時速二十キロくらいでゆっくりと信号まで進もうとしました。

すると突然後ろから、バリバリと雷が鳴るような音が聞こえ、音が聞こえると同時に、私の体は吹き飛び、アスファルトの上にたたきつけられたのです。私はすぐに車がぶつかってきたのだとわかりましたが、あまりの痛みで目も明けられず、全く動くこともできませんでしたが、なんとか目を開くと、自分のすぐ横には、後ろ側が大きく壊れた自分のバイクが、後ろから来た黒い車のバンパーにめり込んでいるところと、明らかに折れ曲がった自分の左腕が目に入りました。

焼けるような夏のアスファルトの上に倒れ、熱さを感じても全く動くこともできず、痛みと熱さを我慢するしかないという状態でしたが、誰かが救急車を呼んでくれ、しばらくしてから病院に運ばれましたが、病院にたどり着くまでには、とても長い時間が掛かったように感じました。

病院について診察を受けた結果、左腕、両手首、左鎖骨、腰骨の骨折で私はすぐに入院となりました。入院中は、傷の影響からか39度以上の熱が一週間以上出た上、熱が下がってからも一人ではトイレにも行けず、また、夜はエコノミークラス症候群を防ぐための、足をマッサー

ジする機械がずっと動き続け、夜もあまり寝られないという、不便な生活が1か月近く続きました。

怪我のせいで何もできないうえ、当時新しい部署に配属になり、これから仕事を覚えていかなければならないという時期に仕事に穴を空けてしまったので、自分を取り残されているような焦りを感じたのを覚えています。

結局、怪我が完全に治って違和感なく体を動かすことが出来るようになったのは、事故から半年くらい後のことですが、大きな傷跡が肩に残り、リュックサックを背負うときなどには、未だに違和感があります。

事故当時、警察の方には、大型バイクだったから命が助かったが、スクーターのような形の

バイクであれば車の下敷きになっていて助からなかったらという話でした。また、私のバイクに追突したのは、免許を取って一年くらいのまだ18か19歳の若い男の子で、一か月間の免許停止の処分とのことでした。

今となっては、なぜ前にいたバイクに気付かず事故を起こしたのかはもうわかりませんが、その男の子は母親と一緒に何度も病院に来てくれ、きっと大きな後悔をしたことと思います。

私は、今運転していても、スマートフォンを片手に

持ってふらふらと運転しているような運転手も、毎日のように目にしますし、横断歩道に歩行者がいても、目もくれないような運転手もよく見かけます。

また、自転車でも、道路を逆走していたり、スマートフォンを使いながら乗っている高校生をよく見ます。

私はこの事故から、運転するときや道路沿いを歩くようにときには、加害者にも被害者にもならないよう、それまで以上に運転には注意を払うようになりましたし、近しい家族や友人にもそういった目に合って欲しくないという思いで、私の傷跡を見せながら、事故に気を付けるように話をしています。

ドライバー体験記

私と交通安全

(長野) 長野通運(株)

松村 龍夫





陸運業における熱中症対策セミナーの開催状況について

陸災防長崎県支部では、令和7年6月30日（月）長崎県トラック研修会館において標記セミナーを開催し、47名が参加しました。

本セミナーは、令和7年6月1日に施行された改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されたことに伴い開催されました。

講師である陸災防本部の田畑裕司安全管理士・衛生管理士より、暑さ指数（WBGT）の確認方法や、陸運業において特に留意すべき点、救急車が到着するまでの応急手当の重要性などについての説明があり、大変有意義なセミナーとなりました。



田畑安全管理士



掲示用

STOP 熱中症

熱中症対策が 義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数) 28度以上
または、気温31度以上の環境下



連続1時間以上または、1日4時間
を超えて実施が見込まれる作業

※WBGT 値は WBGT 指数計又は環境省 HP で確認

- ①自覚症状がある場合
- ②熱中症のおそれのある者を発見した場合

作業離脱→身体冷却

意識の異常等

返事がおかしい、ぼーっとしている

自力での
水分摂取

できる

できない

救急隊要請 119

経過観察

医療機関への搬送

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化する場合、安全衛生推進者、衛生管理者等に連絡
→フローは「意識の異常等」に戻る。

熱中症が疑われる症状例

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温など

【他覚症状】

ふらつき生あくび、失神、大量の発汗、痙攣など

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合

安易な判断は避け、

救急安心センター事業（#7119）

等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

○医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
○単独作業がある場合、あらかじめスマートフォンの「緊急電話」の連絡先に、安全衛生推進者、衛生管理者等を指定することにより、常に連絡できる状態を維持する。

回復後の体調急変

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人
全日本トラック協会

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習

〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【熱中症対策シリーズ】

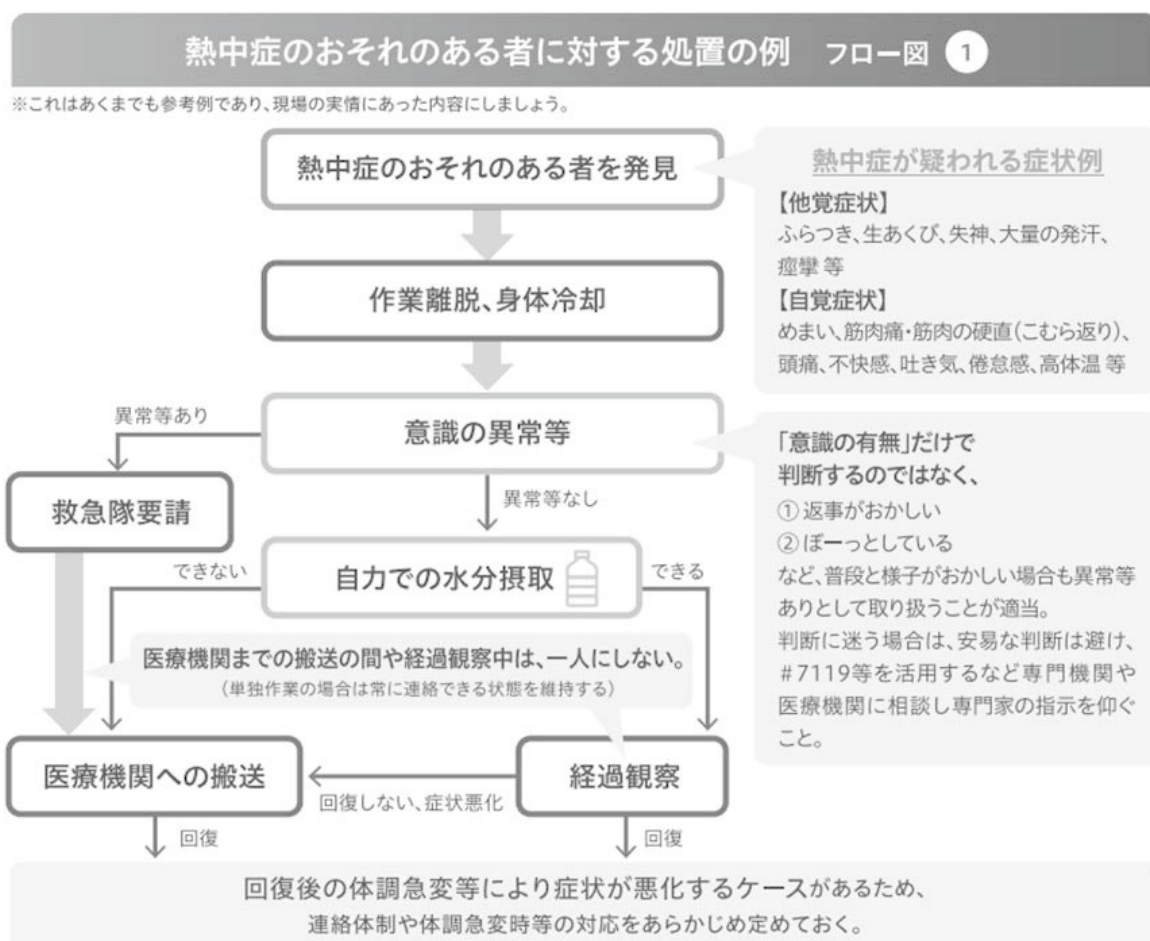
熱中症を防ごう！（陸運業の対策）②

熱中症発症時の対処方法の解説

陸運業に特化した熱中症対策について、4か月にわたって特集しています。今号では、熱中症を発症してしまった場合の対処について、詳しく解説していきます。

～ 熱中症発症時の対処方法の解説 ～

厚生労働省が分析した令和2年～5年の熱中症死亡災害103件のうち、初期症状の放置・対応の遅れがあったものは実に100件に上ります。熱中症は死に至ることがある病気ですが、適切な対策を行えば、重症化を防ぐことのできる病気でもあります。



このフローチャートは、厚生労働省が参考として示している、熱中症のおそれがある者に対する処置の一例です。処置の方法や注意点を一つずつみていきましょう。

陸運と安全衛生 No.678

熱中症が疑われる症状例とは

手足がつる、吐き気があるなど、以下の自覚症状があった場合、熱中症の可能性あります。



手足がつる



吐き気



立ちくらみ・めまい

また、他人から見て分かる症状もあります。



汗のかき方がおかしい
汗が止まらない／汗がでない



何となく体調が悪い

すぐに疲れる



イライラしている



呼びかけに応じない



フラフラしている



ボーッとしている

上記のような症状が出た場合、もしくは出ている作業員を見かけた場合、熱中症のおそれがあります。すぐに行っている作業から離脱させ、身体冷却等の適切な処置を行う必要があります。自分自身、または同僚が「熱中症になったかもしれない」と疑うことが、作業現場で行われる応急処置の第一歩です。この程度で…とためらわず、次の処置に移りましょう。

また、この時点で熱中症が発生した際の連絡先に速やかに報告しましょう。

身体冷却法

熱中症の症状が出た場合、すぐに行っている作業を止め、身体を冷やす処置を行います。この処置をいかに迅速に行えるかが重症化を防ぐポイントです。

作業着を脱がせて水をかける（水道水散布法）、氷や濡れタオルをかける、十分に涼しい休憩所に避難させる、ミストファンを当てる（水の霧を送風機で飛ばす）等の被災者を体外から



水道水散布法

陸運と安全衛生 No.678

冷却する措置のほか、アイススラリー（流動性の氷飲料）を摂取させる等の被災者を体内から冷却する方法があります。自動販売機やコンビニで、冷やした水のペットボトル、ビニール袋入りのかち割氷、氷のう等を手に入れ、首や脇の下、太ももの付け根など、体表近くに太い静脈がある場所を冷やす方法も効果的です。あらかじめクーラーボックスに氷等を入れ、持ち運ぶことで迅速に対応できます。作業場の実態に合わせた身体冷却を行いましょう。

また、水をかける場合の水栓はどこにあるか、氷を使用する場合はどのものを使用するかなど、素早く処置するための動線をあらかじめ把握しておくことも必要です。

水道水散布法のやり方は、厚生労働省のYouTubeで確認できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=WvNCfm9XSWs>



応急手当と水道水散布法/厚生労働省



水分補給について

冷たい飲み物を飲むことで、胃の表面から体の熱を下げるができます。応答が明瞭で、意識がはっきりしている場合は、自分で水分を摂取させましょう。汗で失われた塩分を補える経口補水液や、スポーツドリンクが最適です。

ただし、呼びかけに対する反応がおかしい場合や、答えがない（意識障害がある）場合は、水分が気道に流れ込む場合があるため、口からの水分摂取は禁物です。すぐに病院で点滴を打つ必要があります。

医療機関への搬送

返事がおかしい等、普段と様子が違う場合や、意識がない時はすぐに119番通報し、救急隊を要請しましょう。比較的症状が軽く判断に迷う場合は、救急安心センター事業（#7119）に電話すると、医師や看護師等の専門家に相談することができます。

容態が急変することがあるため、医療機関へ搬送するまでの間や経過観察中は絶対に一人にしないようにしましょう。単独作業の場合は、常に連絡をとれる体制を保ちます。また、医療機関に到着した際、熱中症を疑った検査と治療が迅速に開始されるよう、最も状況の分かる人が付き添い、発症までの経過や症状を伝えましょう。



さいごに

体調が回復した場合でも、その後悪化するケースがあるので、連絡体制や体調急変時の対処についても決めておきましょう。

6月から熱中症対策が義務付けられ、重症化を防ぐ手順をあらかじめ定める必要があります。作業場に合わせた手順や処置を適切に行い、熱中症による重症化を防いでいきましょう。

参考 陸運業のための熱中症対策マニュアル/陸災防

https://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/heatstroke_prevention_manual.pdf

参考文献

熱中症環境保健マニュアル2022/環境省

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド/厚労省

職場における熱中症予防対策マニュアル/厚労省

【連載】（第5回）

**荷役労働災害防止コンサルティングにおける診断結果と
指導内容について**

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

陸災防では労働災害を発生させた陸運事業場等に対して、安全管理士による「荷役労働災害防止対策コンサルティング事業」（以下「コンサルティング」という。）を行っています。本連載では、実施したコンサルティングの内容等を紹介し、貴事業場における労働災害防止対策の参考にしていただければ幸いです。

1 コンサルティング実施事業場

- (1) 実施事業場：陸運業 営業所 従業員56名
- (2) 実施時期：9月
- (3) 被災者：運転者／48歳／経験年数9年
- (4) 被災状況：右足甲打撲
(休業見込み：7日)
- (5) 車両：10 t 低床ウイング車
1.5 t リーチフォークリフト
- (6) 保護具（会社支給）
ヘルメット、背抜き天然ゴム手袋、安全靴（JIS規格）

2 ヒアリングの内容**(1) 災害発生状況**

自社構内で、低床トラックに積載された棚台車（キャスターロック機構なし／車長約2 m）の降ろし作業を行っていました。

トラック運転者Aは、荷台奥に置かれた棚台車を順次荷台側面の端まで運んでいましたが、仮置きしていた一台の棚台車が側面からずれ落ち、片方が地面に接触し停止しました。

Aは近くにいた運転者BとCに応援を依頼。フォークリフト（リーチ型）を使って棚台車の落ちた車輪側を持ち上げ、トラック荷台に戻すことにしました。

Aは荷台上から誘導、Bはフォークリフトを運転、Cは右側に立って棚台車を支える役割を担当しました。BがAの指示に従いフォークリフトを前進させたところ、作業中ではないD（被災者）が応援のため走ってきました。その時、Dがフォークリフトの左側前輪に右足を轆かれ、受傷しました。BはDが走ってきたことに気付いていなかったとのこと。

(2) ヒアリングで確認できた点

- ・棚台車は重く、長さもあり、慎重を要する作業でした。
- ・作業に関わった全員が、フォークリフト運転中の危険性を認識していなかったことが分かりました。
- ・被災者Dは、良かれと思って作業を手伝おうとしたものの、周囲に声をかけずに動いてしまいました。

(3) 災害の原因

- ・キャスターロック機構のない棚台車に、逸走防止措置が施されていなかったこと。
- ・作業員Dが他の作業員に声をかけず、棚台車を両側から支えようとしたこと。
- ・フォークリフトの近くで荷を支えようとしたこと。

(4) 事業場の安全管理の状況

- ・荷主との間で毎週1回、安全会議が開催されており、事故情報や作業ルールの変更が共有されています。
- ・月に一度の班会議で、本社からの指示事項や事故事例について情報共有が行われています。
- ・フォークリフト運転者に対しては、国土交通省の「貨物自動車運送事業輸送安全規則」に基づく法定12項目の教育が実施されています。
- ・リスクアセスメントは本社から与えられた題材をもとに事務所で実施し、その結果が返送されています。
- ・作業指揮者は選任されていましたが、積卸し作業指揮者や車両系荷役運搬機械の作業指揮者としての教育は受けていませ

陸運と安全衛生 No.678

んでした。

- ・突発的な事案に対応するルールは特に定められていませんでした。

3 指導・助言事項

(1) フォークリフトには近づかない

運転中のフォークリフトには絶対に近づかないことを徹底すること。

(2) フォークリフトの安全確認

フォークリフトの運転者は常に周囲の安全確認を行うこと。

(3) キャスターストッパーの使用

キャスターストッパーがない台車を使用する際は、輪止めなどの安全対策を行うこと。

(4) 管理者または作業指揮者への報告

突発的な事案が発生した場合は、直ちに管理者または作業指揮者に報告し、指示を仰いで作業を行うこと。

(5) 作業指揮者教育の実施

作業指揮者には作業内容に応じた適切な教育を受けさせること。

(6) 荷役作業安全ガイドラインの遵守

荷役作業の安全管理に「荷役災害防止担当者」を選任し、自社の安全管理を徹底させること。

(7) 定期的な安全教育

荷役作業に関する安全ガイドラインを「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の教育に組み込み、継続的な指導を行うこと。

4 コンサルティングを終えて

(1) 突発的な事案への対応ルールの重要性

日々の作業の中で、突発的な事案はしばしば発生します。そのような場合に備えて、管理者や責任者への報告と指示確認、管理者の指示に基づく対応の一連のルールを確立しておくことが重要です。なお、本事案では作業者が棚台車を押さえるという危険な作業が行われていましたが、棚台車が人側に倒れて被災するリスクもあるため、作業自体を見直す必要があります。

(2) 災害事例の詳細な記録と対策

コンサルティングを実施する際、災害の死傷病報告書を確認しましたが、報告内容と実際の状況に大きな食い違いがありました。同じような災害を防ぐためには、災害の詳細な記録を取り、その記録に基づいて災害事例を研究し、安全対策を講じることが重要です。

【厚生労働省からのお知らせ】

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

～暑さ指数(WBGT)の把握、熱中症を重篤化させないための措置、有訴者への特段の配慮～

厚生労働省は、5月から9月まで、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

「熱中症予防のための情報・資料サイト」、「職場における熱中症予防情報」等の情報を活用いただき、熱中症予防対策に取り組んでください。

熱中症予防のための情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html

職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場の熱中症対策パンフレット

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph04



パンフレット
みんなで防ごう！熱中症

災害事例
と
その対策

オーダーピッキングトラックによる死亡災害

【オーダーピッキングトラック】

「オーダーピッキングトラック」は、「ピッキングフォークリフト」や「オーダーピッカー」などとも呼ばれ、「車体の前部に作業員が乗り、荷物の保管や取り出し作業をするためのフォークリフト」などと説明されています。

今回取り上げる事例は、オーダーピッキングトラックでの作業中に、高所から墜落して死亡したケースです。

この機種の特异性から、機種の数も少なく、災害の発生数も少ないのですが、度々同様の災害が発生していますので、このような災害は後を絶たない災害の一つといえます。

災害事例紹介の後、オーダーピッキングトラックについて考察します。

【災害の背景】

事業の種類は「陸上貨物取扱業」となっています。発生時期は11月、午前2時半頃に発生したと推定されています。発生場所は自社の倉庫内。（オーダーピッキングトラックを使用していることから、ラック倉庫だと思われます。）

被災者はフォークリフトのオペレーターで、58歳男性、経験年数は16年です。

【災害の発生状況】

午前3時頃、事業場4階倉庫フロアにおいて、オーダーピッキングトラックを運転し、荷卸し作業に従事していた被災者が倒れているのが発見されました。

発見当時、オーダーピッキングトラックの運転席は地上約4mの高さに停止しており、被災者の傍には荷の段ボール箱が1箱落下していたことから、被災者は作業中に墜落したものと推定されます。

被災者は首の骨を骨折しており、約3日後に死亡しました。

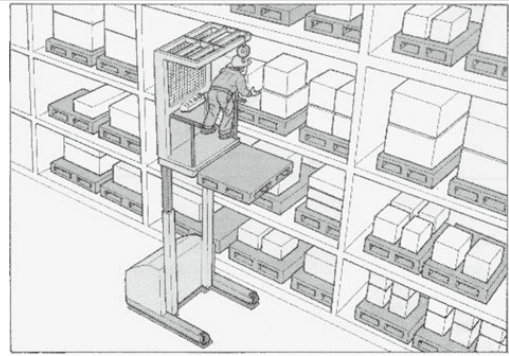
【災害の原因】

この事例には、推定原因として、「ピッキングフォークの命綱を使用していなかったためと思料される」と記載されていました。

墜落制止用器具を確実に使用していれば、4mの高さから墜落して死亡することはなかったと推考します。

【考察】

なぜ被災者は、パレット上からバランスを崩して墜落したのでしょうか？「ラックに乗



り移って、または乗り移ろうとして墜落したのだろう」と考えるのが自然なことで、イラストのような、運転席フロア上で作業している状態から、直接墜落することは考えにくいです。過去の事例からは、墜落制止用器具不使用の状態、パレット上もしくはラックに移動する状況で墜落したのではないかと推測することができます。

実際、多くのオーダーピッキングトラックには、パレットロック装置が備えられています。

これは、たとえ作業者がパレットの端部に乗った際も、パレットが傾くことの無い様、水平に保持する機構のことです。

【基本を考える】

そもそも、オーダーピッキングトラックで上昇させたパレットの上で作業する状態は、通常のフォークリフトを用途外使用し、人をパレットに乗せ、上昇させて作業している状況と何ら変わりません。

おそらく、どのオーダーピッキングトラックも、運転席フロアの周囲は、手すりやバーなどで囲われています。本来、上昇しての作業は、手すりの中（運転席フロア上）で行われるべきものです。もちろん、そのことを認識した上で、適切な安全対策を講じている事業場もあると思います。

【まとめ】

推定原因として書かれていた「命綱の使用」は、荷役作業の安全対策ガイドラインの中でも、墜落・転落による労働災害の防止対策として要求性能墜落制止用器具を使用することが挙げられていますが、そもそも運転席フロアから出ないことが大切です。（最近では、運転席を囲む手すりの高さまで、パレットを上昇することができ、多くの作業者がパレット上に移動せずにピッキングを完了できる機能を備えたオーダーピッキングトラックもあります。）

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

九ト交協の取扱商品

自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大 **70%** の優良割引

デジタコ搭載車は **2%** 割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる **一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で **一括契約割5%**

契約台数に応じた **多数契約割引!!**

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠責共済 ～長崎県下10社の代理店～

損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が出た場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)

安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。



～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえと思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていませんでしたが、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

CASE 2

■ スムーズに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



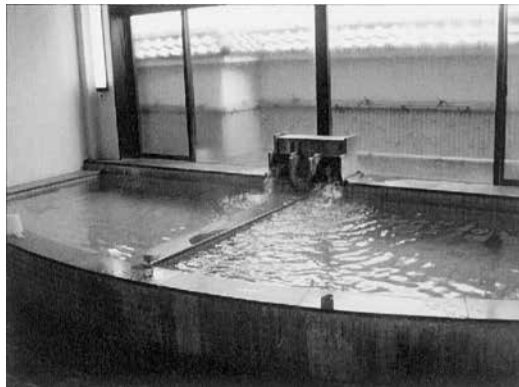
シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)

チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



- 料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
- ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

- 料金 100円で7分間
- ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてもボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます

(オーダーストップ 20時)

※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………900円(税込)
- トルコライス……………1,350円(税込)
- かつ丼……………980円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,350円(税込)
- カツカレー……………1,050円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室

女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

大型トラック(トレーラ含)・・・40台

中型トラック……………5台

小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km

(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション

長崎県諫早市貝津町1051-12

TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等には是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者とならないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人で行える日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
健康管理		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: — —	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

注文部数をご記入ください

No.	品名				単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)				1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)				1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)				1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)				1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)				1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)				1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)				1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)				1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)				1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★				1枚	33		
11	運行指示書				1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)				1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)				1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)				1冊	792		
15	作業指図書				1冊	176		
16	事故報告書(1セット)				1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★				4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙 ご希望品番に注文数 をご記入ください	KM26-120-2C		M24-120K	1個	880 (R7.4～)		
		L7-120		L7-140				
		その他 ()						

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 ☐ 協会にて受け取り(月 日 来協予定) ☐ 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名	TEL		
	FAX		
帳票類送付先	☐ に✓して下さい ☐ 会員名簿住所へ送付 ☐ 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より
 ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
 ★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	
	確認	

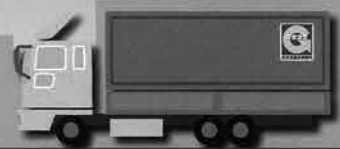
合計金額	入金日
	

荷主の皆様へ

令和7年3月19日告示

令和7年
4月1日施行

改正された 「標準貨物自動車運送約款」が 施行されました

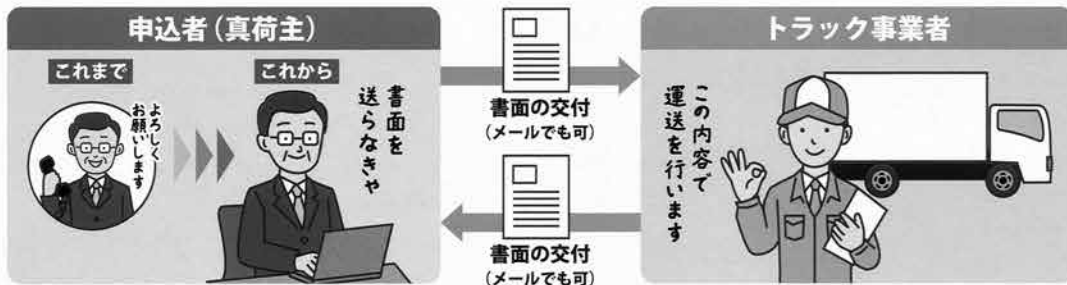


標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 運送契約締結時の書面交付（運送の申込み、運送の引受け）について

〔関係条項：標準貨物自動車運送約款（第六条、第七条）〕

貨物自動車運送事業法の改正に伴い、運賃、料金及び附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む）の交付に係る第六条（運送の申込み）、第七条（運送の引受け）について、相互に交付することになりました。



※運送の申込み、運送の引受けに係る書面交付は、申込者（真荷主）、トラック事業者双方に義務付けられます。

書面交付の詳細は裏面を参照

2 個人を対象とした運賃・料金等の店頭掲示

〔関係条項：標準貨物自動車運送約款（第三十二条）〕

個人を対象とした運賃・料金等の店頭への掲示について、ウェブサイトにもその内容を掲載する旨が明確化されました。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

● 交付書面には、以下の事項の記載が必要になります。

- ①運送役務の内容・対価 ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
③その他特別に生ずる費用に係る料金(例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等)
④契約の当事者の氏名・名称及び住所 ⑤運賃・料金の支払方法 ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料(30分～)



積込料・取卸料



燃料サーチャージ



有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例(※赤字は法定事項)

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：*****@***.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ □□運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン(10パレット) 積込：4/5 12時(△△食品 A工場) 取卸：4/5 15時(△△商店) 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000円 有料道路利用料(税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○△食品㈱ ○〇課 国土 花子 〒***** 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp	差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ ○△食品㈱ 国土さま メールにて依頼のありました下記の内容を承知しました。(※) □□運輸㈱ □〇課 運輸一部 〒***** 栃木県〇〇市〇〇2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx -----Original Message----- 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57 宛先：*****@***.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ □□運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等：冷凍車1両、貸切距離制 品名：冷凍食品1トン(10パレット) 積込：4/5 12時(△△食品 A工場) 取卸：4/5 15時(△△商店) 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000円 有料道路利用料(税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料 3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○△食品㈱ ○〇課 国土 花子 〒***** 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp

(※) トラック事業者から真荷主に對してメールを送信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

令和7年に改正された最新の「標準貨物自動車運送約款」をご確認ください

「標準貨物自動車運送約款」は国土交通省が制定するトラック事業者と利用者の契約条項をとりまとめたものです。

※一部のトラック事業者は、国土交通省から認可を受けた独自の運送約款を使用しています。

「標準貨物自動車運送約款」の全文は、全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。

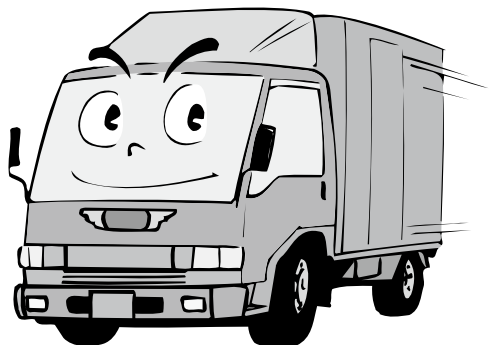


国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会



先を読む

見えない危険

潜む事故

(新潟) トナン輸送(株)新潟営業所

坂田 康治

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「GIGA」を覚え、世界とつながるのぞき

ISUZU

もっと走れる 明日のために。

事故も、疲労も、後悔も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新しいGIGAは生まれました。
「GIGA」という最先端のビジネスにおいて、
トラックに求められる様々なニーズも。
先進の技術やデジタルパワーで革新的に解決、従来し
より確かな安心を生み出します。
ぜひなら、もっと走れる、いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1522番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有明町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500

Quon

人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342

佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147

<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



UD TRUCKS

Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。





日野プロフィア(大型トラック)

日野レンジャー(中型トラック)

日野デュトロ(小型トラック)



HINO

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東乙88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

FUSO



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎県小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588